

○国土交通省告示第二十八号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示を廃止する告示を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示を廃止する告示

船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百二十号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。